

事務連絡
令和2年2月25日

一般社団法人徳島県トラック協会 会長 殿

徳島県県土整備部次世代交通課長

役職員の方が休みやすい環境整備に向けて

このことについて、内閣府大臣官房公益法人行政担当室長から、内閣府認定の公益社団・財団法人に対し、別添のとおり協力依頼を行った旨の連絡がありましたので、情報共有いたします。

貴法人におかれましては、会員へ御周知くださいますとともに、新型コロナウイルス感染症に関して、適宜情報提供に努めてくださいますようお願いいたします。

担当

次世代交通課 地域交通戦略担当
明星、町田

電話番号：088-621-2128

令和2年2月19日

公益社団・財団法人 代表者 殿

内閣府大臣官房公益法人行政担当室長

役職員の方が休みやすい環境整備に向けて（協力依頼）

平素より公益活動の推進に御尽力されていることに敬意を表します。

さて、本年2月17日、厚生労働省において、新型コロナウイルス感染症について、どのような方がどのような場合に相談・受診いただくべきかの目安を示した「相談・受診の目安」（別添「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安」御参照）が取りまとめられました。

当該目安の中では、「発熱等の風邪症状が見られるときは、学校や会社を休み外出を控える」ことが記載されています。

そのためには、学校や企業、社会全体における理解が必要であり、生徒や職員の方々が休みやすい環境整備が大切です。

つきましては、貴法人におかれては、本趣旨に鑑み、こうした環境整備を進めていただくとともに、感染拡大防止のため職場におけるテレワークや時差出勤は有効な対策となるため、積極的に活用する等の特段の配慮をお願いします。

また、役職員の方々が発熱等の風邪症状があった場合に備え、「相談・受診の目安」を併せて周知いただきますようお願いいたします。

以 上

新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安

1. 相談・受診の前に心がけていただきたいこと

- 発熱等の風邪症状が見られるときは、学校や会社を休み外出を控える。
- 発熱等の風邪症状が見られたら、毎日、体温を測定して記録しておく。

2. 帰国者・接触者相談センターに御相談いただく目安

- 以下のいずれかに該当する方は、帰国者・接触者相談センターに御相談ください。
 - ・ 風邪の症状や37.5度以上の発熱が4日以上続く方
(解熱剤を飲み続けなければならない方も同様です。)
 - ・ 強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある方
- なお、以下のような方は重症化しやすいため、この状態が2日程度続く場合には、帰国者・接触者相談センターに御相談ください。
 - ・ 高齢者
 - ・ 糖尿病、心不全、呼吸器疾患(COPD等)の基礎疾患がある方や透析を受けている方
 - ・ 免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方

(妊婦の方へ)

妊婦の方については、念のため、重症化しやすい方と同様に、早めに帰国者・接触者相談センターに御相談ください。

(お子様をお持ちの方へ)

小児については、現時点で重症化しやすいとの報告はなく、新型コロナウイルス感染症については、目安どおりの対応をお願いします。

- なお、現時点では新型コロナウイルス感染症以外の病気の方が圧倒的に多い状況であり、インフルエンザ等の心配があるときには、通常と同様に、かかりつけ医等に御相談ください。

3. 相談後、医療機関にかかる時のお願い

- 帰国者・接触者相談センターから受診を勧められた医療機関を受診してください。複数の医療機関を受診することはお控えください。
- 医療機関を受診する際にはマスクを着用するほか、手洗いや咳エチケット(咳やくしゃみをする際に、マスクやティッシュ、ハンカチ、袖を使って、口や鼻をおさえる)の徹底をお願いします。